

お知らせ（薬）003
令和3年4月20日

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

記

1. 令和3年4月20日付け厚生労働省告示第178号に基づく新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：38コード）
なお、令和3年4月21日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20210421」に設定し収載しております。
2. 令和3年4月20日付け同第180号に基づく経過措置年月日の設定（変更区分「5」：20コード）
3. 薬価基準収載医薬品の商品名医薬品コードの設定（別紙1）（変更区分「3」：3コード）
なお、令和3年4月21日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20210421」に設定し収載しております。

薬価基準収載医薬品の商品名医薬品一覧

変更区分「3」（3レコード）

剤形	医薬品コード	医薬品・規格名	単位	金額	告示医薬品コード
内	620234806	ベタヒスチンメシル酸塩錠 6 m g 「日医工P」	錠	6.10	622717700
内	620235711	ベタヒスチンメシル酸塩錠 1 2 m g 「日医工P」	錠	6.40	622717800
内	620446205	テプレノン細粒 1 0 % 「日医工P」	g	10.80	622734600